

# 「嶺北省題名記」（仮題）の復元

松田孝一

## はじめに

モンゴル国オブルハンガイ県ハルホリン郡は、13世紀のモンゴル帝国の首都カラコルムが建設されたところである。16世紀末にその跡地にエルデネ=ゾー寺院が建設されたが、その際にカラコルムの跡地に残されていた碑文が建築資材として利用された。それらの碑文ないしは碑文断片について、19世紀末にラドロフが『モンゴル考古図譜』(Радлов, В. В., *Атласъ древностей Монголії, Труды Орхонской экспедиции*, Санктпетербургъ, 1892-1896, 以下、*Atlas*)に碑文の拓本写真を納め、李文田が漢文碑文の録文を出している（李文田撰『和林金石錄』1897、以下『和錄』）。

1996年以来、日本モンゴル共同ビヂェース（碑文）調査プロジェクトがモンゴル国で行われた（森安・オチル1999）が、その際エルデネ=ゾー寺院境内や境内のゴルバン=ゾー寺で建材や仏教信仰に利用されていた石碑や石碑断片についても調査、拓本を採取した。*Atlas*や『和錄』に掲載の碑文やそれらに含まれない新しい碑文断片も確認した。それらの碑石や碑石断片の多くは新設のカラコルム博物館に収蔵ないしは展示されている。

収集した拓本でモンゴル帝国・元朝時代に関わるものについては、松田らビヂェース計画に参画した日本側研究者が検討し、2013年モンゴル国のオチル教授（モンゴル国際遊牧文明研究所）とともに『モンゴル国現存モンゴル帝国・元朝碑文の研究』（以下『モンゴル国碑文研究』）を刊行した。その後、オチル教授からハルホリン市内の民家の倉庫に2個の碑文断片があるというドラムスレン氏（エルデネ=ゾー修理担当）の知らせが伝えられ、2014年2月に松田は松川節（大谷大学教授）、オチル教授とともにカラコルム博物館で拓本を採取した。内容を検討した結果、新出の碑文断片は、従来知られているゴルバン=ゾーの階段、欄干の建築資材として使用されていた碑文断片5個と接合するとの結論に達した。5個の碑文断片とは『モンゴル国碑文』の目次番号10（李文田が「大司農保釐朔方記」と命名）の碑文断片1個、さらに目次番号14の(1)～(6)の碑文断片（碑石断片数は4個）である（表1）。

表1 2013-①、2013-②と接合する碑文断片表

（番号は、『モンゴル国碑文』の目次番号）

（14-(5),(6)碑断片のみ国立博物館所蔵、他はカラコルム博物館所蔵）

番号	碑文名と担当研究者	年代	Atlasとビヂェース調査等	『和錄』
10	大司農保釐朔方記 (谷口綾)	1347	XLII-3	27a-
			1998年確認 XLII-3 ウラ	
14	ゴルバン=ゾー残碑6 断片 (山本明志・松田孝一)	1347 /2014 判明	(1) 1998年確認	
			(2) 1998年確認	
			(3) XLIX-2	31 b-
			(4) 1998年確認、(3)ウラ	
			(5) XLIX-1	31a-
			(6) 1998年確認、(5)ウラ	

14-(1)～14-(6)の碑文断片は、接合の結果からもとは嶺北行省の長官以下の官僚や下級職員の職名・人名が彫られていた碑文の一部であり、特に10（「大司農保釐朔方記」）はその碑文の本文の一部分であ

った。また、もとの碑の表題は「嶺北省題名記」であった可能性がある。以下でこれらのことと報告する。ただし、本報告は紙幅の関係から碑文のオモテ面のみを扱うこととする。

### 1. 2013年発見の碑石2断片（2013-①と2013-②）

2013年に新発見された碑石2断片を「2013-①」と「2013-②」と命名して、まず拓本写真を示して、そこに見出される文字を録文しておく（図1）。

図1 2013-① 62cm×13cm

オモテ拓本	録文	ウラ拓本[部分]	録文
	03 02 等 處 正 行 年 中 歲 書 在 省 丁 參 亥 知 秋 政 九 事 月 雲 中 至 中 奉 李 大 伯 夫 年		<input type="checkbox"/> 譯 <input type="checkbox"/> 史 <input type="checkbox"/> 脱 <input type="checkbox"/> 奴 <input type="checkbox"/> 蛮 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

図2 2013-② 14.5cm×45cm

オモテ	拓本	録文
(ウラ面は掘削され 文字なし)		<input type="checkbox"/> 嶺

#### 1) 2013-①オモテ面

01. 正七年歳丁亥  
秋九月：「正七年」について、03行にも類似した「至正七年」という年次記載がある。これと関係あることが想定される。また「正七年」に続く「歳丁亥」は、「至正七年」（1347）の干支である。  
「正七年」とは、「至正七年」の「至」が欠けているものと考えてよかろう。01行目の前に「至」の字が先行することが想定される。

#### 2) 2013-①ウラ面

2013-①のウラ面は削られており、文字が薄くなっている。拓本からいくつかの文字または文字の痕跡が確認される。

## 2. 碑文断片の接合

### 1) 2013-①と14-(3)の接合

図3 2013-①と14-(3)の接合図

2013-①														
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16	14	13	12	11	10	09	08	07	06	05	04	03	02	01
17	月記	北至	孰久	題理	焉									
18	二十八日	建	事蛮	北省	光祿	章政	夫嶺	銀青	政事	北行	榮祿	政事	出	賴
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
31														
32														
33														
34														
35														
36														
37														
38														
39														

14-(3)山本・松田 2013  
(松田・オチル  
2013, p. 216) (01 行目  
「行」字と 38 列目を  
松田 2014 年加筆)

2013-①と14-(3)の録文（山本・松田2013）を図3のように接合してみると、上下の文章の意味が通じて整合性がある。まず、2013-①の最後の行が、「至正七年」とあり、その下が欠落している。一方14-(3)の最後の行（14行目）には「月二十八日建」とあり、この部分を上下に接続すると「至元七年・・・月二十八日建」となり、何かを建てた年次日付の記載と理解できる。2013-①が上部分で右へカーブする弧を描いていることから碑文の左端の部分であると判断でき、この2013-①の最後の行と、14-(3)の14行目は、一般に漢文碑文の最後に記載される碑石の立石年が書かれている可能性が強い。

14-(3)の内容は、上から5段に分けて記載がされており、各段で内容に区切りがあることがわかる。上から1段目は、文字が1文字のみで、その上が欠落している。1段目の11行目は、「至」という文字であるが、上述の「想定」通りに2013-①の12行目の頭の「正七年・・・」と続くと理解される。この「至正七年」という表記は、14行目の立石年と同じ紀年を示していることになる。

至正七年（1347）という年号に関する11~12行目、及び14行目の二つの整合性から判断して、2013-①と14-(3)の二つの碑文断片は図3のように上下に接合していると考えて間違いない。したがって碑文のこの部分は、次のように断裂部分（←→）を挟んで記載されていることになる。

11	至
12	正七年歲在丁亥秋九月中奉大夫←→北
13	等處行中書省參知政事雲中李伯←→記
14	至正七年←→月二十八日建

このように接合しると理解されると、12行目の「中奉大夫←→北」の「←→北」は、「等處行中書省」へと続くことになる。行中書省（行省）の名称にはその管轄地方名が最初に記載される。したがって、13行目の「等處行中書省」の前には、管轄地方の名称が来るはずである。この場合、14-(3)碑の12行目の1文字が「北」であるから、元朝時代の行省名のうち、「北」が付される行省名がここにあてはまると考えられる。そのような「北」字を含む行省名は、「河南江北行省」とモンゴル高原地方を管轄範囲とした「嶺北行省」の2つだけである。4文字名か2文字名かのどちらかということになる。

14行目の欠字部分は、「□月」ないしは「□□月」のいずれかで、欠字□は最大2文字と考えておく<sup>1</sup>。4文字の地方名の「河南江北」の可能性はこの考えから排除しておく。結果として、2文字の「嶺北」が残ることになる。「北」字は12行目17文字目に記されている

<sup>1</sup> 立石年を記す場合に、「至正七年歲次丁亥□月」や「至正七年歲在丁亥□□月」のように干支での記載を加える表記もある（図3の11~12行目がまさしくその具体例）。12行目と14行目で同じ長い表記が繰り返された可能性はあるとは思えないものの、論証の手続きとして14行目の「←→」を1文字、2文字の数字だけと考えるのはこの段階では不十分である。ただ、他の行の接続状況も順次検討する中で、1文字である可能性は明らかとなる。

から、「←→北」の欠字部分は、「嶺北」の「嶺」字であり、この部分はもともと「嶺北等処行中書省」と記載されていたことが判明する。

残された13行目の「参知政事雲中李伯」と「記」の間の欠字も当然1文字となり、人名「李伯□」となる。これは、14-(3)碑の4段目01行目から02行目にかけて「北行省参知政事李伯述」と記載されている人物と職名と名前の2文字「李伯」が一致しており、同一人物である可能性が強く、欠字□は、「述」と想定される。

ラドロフが拓本写真を提示し、李文田により「大司農保釐朔方記」（『モンゴル国碑文研究』での目次配列で10）と名付けられた碑文断片9行目にも「李伯述」の名前を見ることができる（谷口2013, p.150）。後述するように10「大司農保釐朔方記」は、2013-①と14-(3)と接合する。3つの碑文断片の接合の結論を先取りして、3か所の人名を連関するものとしていうならば、この人物は、「嶺北等処行中書省参知政事」という職名を持つ、「李伯述」に違いない。ただ、それは接合の論証を完了して結論づけられることはいうまでもない。この点については次節で述べる。

当面、上下に接続する2013-①碑と14-(3)碑を、切断の際に失われた欠字1文字を補って録文を次のように再構成しておく。

- 11 □□□□□□□□□□□□□至  
12 正七年歲在丁亥秋九月中奉大夫嶺北  
13 等処行中書省参知政事雲中李伯述記  
14 至正七年□月二十八日建

その結果、この碑文は、至正七年九月に李伯述が記したことになる。碑石が建てられた月はそれ以後のことであるから、14行目の欠字部分に入る、「1文字の数字の月」は、九月か十月のどちらかと判断しておきたい。

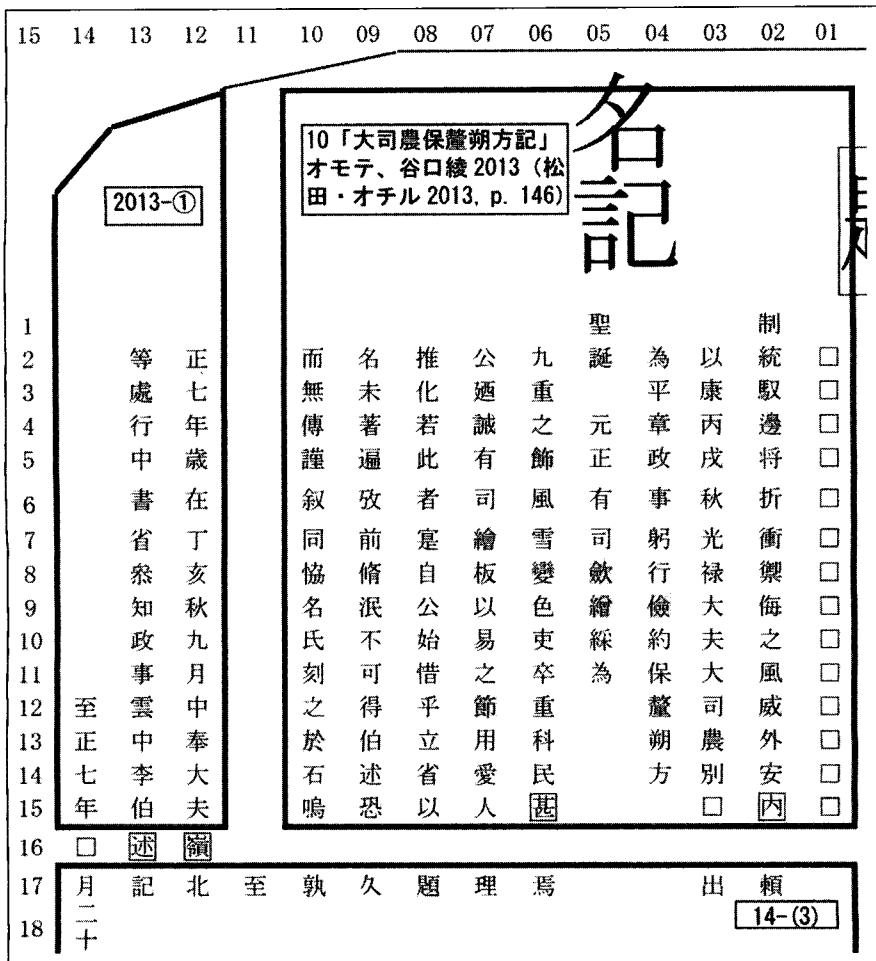
## 2) 2013-①と14-(3)と10「大司農保釐朔方記」の接合

10「大司農保釐朔方記」はゴルバン=ゾー南階段北石柱オモテに彫られた碑文面で、この碑文については、中村淳氏、谷口綾両氏にそれぞれ解読研究がある（谷口2013, pp.145-159）。図4の10の部分は、谷口の録文（谷口2013, p.150）を転載したものである。

10と2013-①を比較すると、本文はいずれも14文字分の高さ（10の02行、05行の台頭している1文字を除いた場合）で記載されている（図4）。このことから10と2013-①が左右に並んで接合する可能性がある。

次に、10と14-(3)を図4のように、10と2013-①との間に1行空けて、上下に配置すると、上下の内容が次の点で整合性を持つ。鍵となるのは、10と14-(3)の空格（文字が最初から記載されていない場所）の位置が上下で符合している点である。

図4 2013-①と14-(3)と10「大司農保釐朔方記」接合図



まず、10の05行目の冒頭が「聖誕」（ハンの誕生日）の文字に敬意を示して台頭している。「聖誕」の文字を台頭させるためには文章はその前で改行しなければならない。実際その通りに10（「大司農保釐溯方記」）の05行目の前の行、04行の「為平章政事躬行儉約保釐溯方◆」のように最後の1文字は空格（以下◆で示す）になって文字がない。この空格になったところで改行したことが示されている。またその下に接合させた14-(3)の04行も空格になっており、10と14-(3)の上下が図4の形で接合する可能性を明白に示している。

さらに 10 の 05 行目は、「元正有司歛繪綵為◆◆◆◆」とあって下の 4 文字が空格となっており、改行されている。06 行の冒頭は、「九重之飾」という文字である。「九重」は「宮城」の意で、「九重」に対する敬意で改行している。14-(3)の 05 行目も空格となっており、10 の 05 行目の改行に整合した形となる。

こうして 10 と「14-(3)の 1 段目 1 文字目」と 2013-①を上下に接合すると、文章は次のようになる。谷口の 10 (『大司農保釐朔方記』) の研究を基礎に「訓読」を示しておく。

01

02 制、辺将を統馭し、折衝禦侮の風あり。外を威し内を安んじ□頼て  
03 以て康んず。丙戌秋、光祿大夫・大司農 別口□出でて  
04 平章政事と為り、躬ら僕約を行ない、朔方を保釐し、  
05 聖誕 元正には、有司は繪綵を斂めて  
06 九重の飾と為す。風雪色を変ずれば、吏卒は科を重ね、民は〔甚だ〕□焉。  
07 公は廻ち有司を諴め、板に絵して以て之れに易う。用を節し人を愛し、□理  
08 化を推すこと此くの若き者は、寔に公自り始む。惜しいかな、省を立て以□  
09 名を題すること未だ著らかならず。遍く前脩を攷え、泯びること得べからざ  
らしむ。伯述恐るらくは、□久しく  
10 而して傳うる無きことを。謹んで同協の名氏を叙べ、之れを石に刻む。嗚□、  
孰ぞ、  
11 □□□□□□□□□□□□□□□至  
12 正七年歲在丁亥秋九月、中奉大夫嶺北  
13 等處行中書省參知政事、雲中李伯述記す。  
14 至正七年□月二十八日、建つ。

接合により復元された内容を見ると、04、05行の空格部分、及び11~13行目の意味内容が上下に整合しているのみならず、02~03行の「頼て以て康んず」、03~04行の「別口□出でて平章政事と為り」もまた上下に意味が通じている。

08行目の「題」以後のところの意味するところは、「名前が題記（官庁在職者の名を官庁の壁などに記すこと）されたことがないので李伯述（わたくし）が、行省設立以来、行政に力を合わせた人の氏名を叙述して、それを石に刻むこととする」という従来知られている内容に、末尾の2013-①に見える「嶺北等處行中書省參知政事の李伯述が至正七年秋九月に記した」という文章が続き、全体として文章が論理的に完結している。

このような整合性、論理性をもとにすると、10と14-(3)と2013-①は図4の形で上下に接合することが確定される。このように確定すると、10と2013-①の間には、11行目の1行分が切断のためになくなっていることも確定される。

復元されたもとの碑文の以上の内容は、まとめると、「(行省は、設立以来) 辺境軍事司令官たちを統御して、(その結果) 内外の安定もたらされ、また至正7年に嶺北行省平章政事に赴任した大司農の「別口□」にも経費節減で民の負担を軽減した（善政を行った）。(これらの行省行政の実績が) 忘れ去られることのないように、協力者の題記を參知政事の李伯述が叙述して石に刻むこととし、至正七年（1347）九月に記し、(九月または十月にその碑文を) 立てた」というものである。

### 3) 14-(3)の記載原則

他の碑文断片との接合を考える前提として、14-(3)の部分からわかる碑文の記載原則を考えておきたい。14-(3)（図3）は上下に5段の記載のうち、1文字のみの最上段の次の2段目は右から、「政事」の「咬哥」及び「嶺北行省平章政事」の「倉赤」、「嶺北行省平章

政事」の「蛮子」、さらもうひとり同職・同名の「蛮子」が記されている。最初の「政事」は、平章政事（序列2位）、参知政事（序列4位）の両方の可能性があるが、この人物の官職については留保しておく。平章政事は行省の長官「丞相」（序列1位）に次ぐ官職で、丞相は常置されていないので、実質序列2位の平章政事が長官的な立場である。この段は平章政事就任者の記載の段である可能性が高い。各人の文散官の位階の記載が判読できる3名はそれぞれ「榮祿大夫」（従一品）、「銀青榮祿大夫」（正一品）、「光祿大夫」（従一品）である。記載の順序を位階の序列順にしたものではなく、配列基準は不明である。

表2 行省の官僚（『元史』卷91、百官7）

順	行省官僚・属官名、員数、官品	
1	丞相	1員、従一品 (行省丞相は常設せず、1307年設立時は左右2員)
2	平章政事	2員、従一品
3	右丞、左丞	各1員、正二品
4	参知政事2員（甘肅・嶺北1員）、従二品	
5		郎中 2員、従五品
6		員外郎 2員、従六品
7	左右司	都事 2員、従七品
8		掾史、蒙古必闎赤、回回令史、通事、知印、宣使
行省属官	檢校所	檢校官 1員、従七品
	照磨所	照磨 1員、正八品
	架閣庫	管勾 1員、正八品
	理問所	理問 2員、正四品
		副理問 2員、従五品
		知事 1員、提控案牘1員
	都鎮撫司	都鎮撫1員、副都鎮撫1員

表3 文散官42種（『元史』卷91、百官7）

位階	文散官名
正一品	開府儀同三司、儀同三司、特進、崇進、金紫光祿大夫、銀青榮祿大夫
従一品	光祿大夫、榮祿大夫
正二品	資德大夫、資政大夫、資善大夫
従二品	正奉大夫、通奉大夫、中奉大夫
正三品	正議大夫、通議大夫、嘉議大夫
従三品	太中大夫、中大夫、亜中大夫
正四品	中議大夫、中憲大夫、中順大夫
従四品	朝請大夫、朝散大夫、朝列大夫
正五品	奉政大夫、奉議大夫
従五品	奉直大夫、奉訓大夫
正六品	承德郎、承直郎
従六品	儒林郎、承務郎
正七品	文林郎、承事郎
従七品	徵事郎、從事郎
正八品	登仕郎、將仕郎
従八品	登仕佐郎、將仕佐郎

次の3段目の記載は、平章政事の次の序列3位の行省官僚である「左丞」の「木八刺沙」、「塔海鐵穆爾」、「阿忽刺」の3名の名前を記している。その後は空白にしている。最初の人物、木八刺沙の文散官の位階は不明であるが、塔海鐵穆爾の位階は「榮祿大夫」（従一品）、阿忽刺は「資善大夫」（正二品）である。この段は左丞で記載を統一している。

次の4段目の記載では、序列4位の「参知政事」の「李伯述」、次の3名の官職名は記載されておらず、人名のみ（04は「□元」、06は「□□明」、05は、明確ではないが、1行で完結している短い表記であることを考えると、やはり人名だけであろう）が、共通の文散官の位階「中奉大夫」とともに記載されている。その次が「参知政事」の「白守忠」という記載になっており、記事がここで終わり、後は空白になっている。官職記載のない3名を除くと、この段は、両端が「参知政事」で統一されている。

以上から14-(3)は上から平章政事（従一品）、左丞（正二品）、参知政事（従二品）の順に各段ごとに行省の高位から低位の官僚をまとめて記述する原則があることが理解される。

#### 4) 14-(3) と 14-(1) の接合

次に 14-(1)の碑文断片が 14-(3)に接合する可能性について述べておく。14-(1)も何段かに区分されている。

1段目に「参知政事」の「蛮子」、「脱烈朵」、「秃秃」、

「某」が並列で4名記載されている。この段が「参知政事」就任者の段であることがわかる。

2段目には、序列5位の「左右司の郎中」の「長吉」、「脱脱」、「完者帖木兒」、「那海」が、文散官とともに並べて記載されている。この段が「左右司郎中」（官吏の選考任命・勤務評価担当、従六品）就任者の段であることがわかる。

3段目には、序列6位の「左右司員外郎」の「伯家奴」、「塔石帖木兒」、「哈兒實不花」、「某」の4名が並記されている。この段が「左右司員外郎」就任者の段であることがわかる。

4段目には、「検校官」の「辛伯顔察兒」、「曹世能」、「鄭珪」の名前が並記され、残り一人の官職、人名は欠けて不明で

ある。しかし、1～3段目の記述様式からみて、この段は、「検校官」（左右司の公務執行検査官、従七品）就任者の段であろう。

5段目には、「照磨」の、「王宗魯」、「也児吉你」、「劉安禮」の記載がある。この段は、「照磨（出納検査・帳簿管理、従七品）」就任者の段であることも自明であろう。以上のように14-(1)の記載も同職就任者を段ごとにまとめて記載している。14-(1)の記載は、上から参知政事（従二品）、左右司郎中（従五品）、左右司員外郎（従六品）、検校官（正七品）、照磨（正八品）と上位から下位の官僚へと記述が進められ、14-(3)と同じ原則が見て取れる。

### 図5 14-(1)の録文

図6 14-(1)と14-(3)の接合（「参知政事」の段で並列）

24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	09	08	07	06	05	04	03	02	01	
政	事	中	中	中	中	中	北	行			事	禿	禿	書	省	北	等	資	事	書	省	資	政	
事	奉	奉	奉	奉	奉	奉	行	省			大	夫	禿	參	知	處	善	大	脫	省	叅	善	事	
白	大	大	大	大	大	大	省	參			夫	禿	續	政	行	中	大	烈	行	叅	大	大	中	
守	夫	夫	夫	夫	夫	夫	參	知			元	續	政	政	中	中	夫	烈	行	中	子	大	嶺	嶺
忠	家	知	明	元																				

同じ段に同職のものをまとめて並列したという判断が間違いないとすれば、14-(3)の参知政事2名と14-(1)の参知政事3名の段が左右に接続して同じ高さに並べることができる事になる（図6）。このように接合するとすれば、この段の13行目までの「嶺北行省参知」の続きの職名「政事」と「人名」が次の行へ続いていたはずである。この想定される行を14行目とする。また14-(3)の16行目以下の「北行省参知政事李伯述」の直前に、「中奉大夫嶺」（2013-①の李伯述の肩書）が記されていたはずである。それを15行目とする。

「参知政事」の段の記載として、この想定される14行目と15行目が最低限必要である。断裂による欠落の幅について、可能性としてはこの想定される2行以上にさらに「○○大夫、嶺北・・参知政事、某」という3行にまたがる表記が1回以上繰り返されていたのが、

図7 14-(5)の内容

14	13	12	11	10	09	08	07	06	05	04	03	02	01											
1					木	口		夫	口	郎	李	趙	左											
2					兒	員		郎	口	中	口	溫	右											
3					外			中																
4																								
5	□	伯	徵	字	和	奉	承	承	奉	文	承	承	都	北										
6	要	事	仲	錫	議	直	徳	議	林	務	務	事	事	省										
7	兀	郎	明	檀	大	郎	郎	大	郎	郎	郎	郭	擇	左										
8	台	都	都	迪	夫	大	亦	成	買	陳	雷	擇	右											
9	宇	事	殷	奴	都	都	撫	剛	住	珪	緯	口	善	司										
10	□																							
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								
21																								
22																								

そっくり切断で欠落したことも考える。ただ、切断による欠落は、2013-①と10の間では1行分、2013-①と14-(3)の間では1文字分のみであったので、それに準じて切断による減失が比較的少ない、最低限のロスで石材に割られたと考えて、欠落した部分は、想定される14行目と15行目の2行分であったと考えておく。

### 5) 14-(5)と14-(1)と14-(3)の接合

次に、14-(5)と14-(1)と14-(3)が接合することを示そう。

14-(5)は、3段の記載となっている(図7)。1段目には、01行目に「左右」とあり、04行目に「郎中」、08行目に「員外」とある。この段の記載は、最後の一人だけが「左右司員外郎」(従六品)就任者で、それ以外は「左右司郎中」(従五品)就任者ということになる。

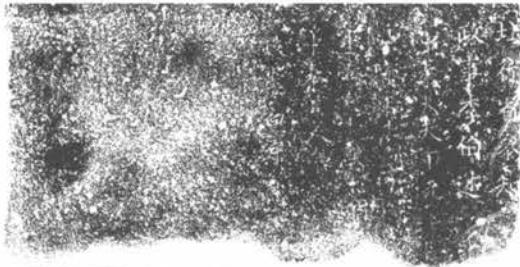
2段目には、01~02行目に、「左右司都事」の「郭擇善」、03~08行目までは職名は記載されておらず、位階を表す「承務郎」などの文散官のみの記載の03「雷維□」、04「陳珪」、05「賈住」、06「郝世」、07「成剛」、08「亦憐□」と6人続き、09行目に、再び「都事和錫檀迪奴思」で「都事」の職名が記載され、12~13行目に「左右司都事殷伯要兀台」と職名が左右司も含めて記されている。この段は、最初と最後が「都事」であるので、「左右司都事」(従七品)をまとめて記載したように思われる。

3段目は、大きな空白の下に「管勾」の「阿魯渾沙」、「周彬」、「木八刺沙」、「劉忽都帖木兒」が並記されている。この段は「管勾(公文書管理、正八品)」就任者をまとめて記載したと考えられる。

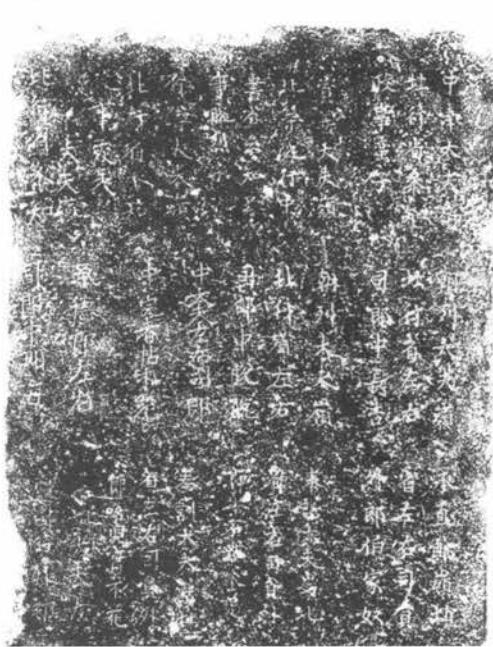
以上のように14-(5)も他の碑文断片と同じく、各段に同一官職就任者をまとめて記載する原則があったと認められる。例外は、1段目で「左右(司)」「郎中」から「員外(郎)」へと移行している点が異なる。この移行は次の14-(1)との接合の中で再度検討する。

図8 14-(1)、14-(3)、14-(5)の拓本の接合部

14-(3) (4段目及び5段目[最下端右部分に1列のみ])



14-(5)拓本写真（上2段のみ）



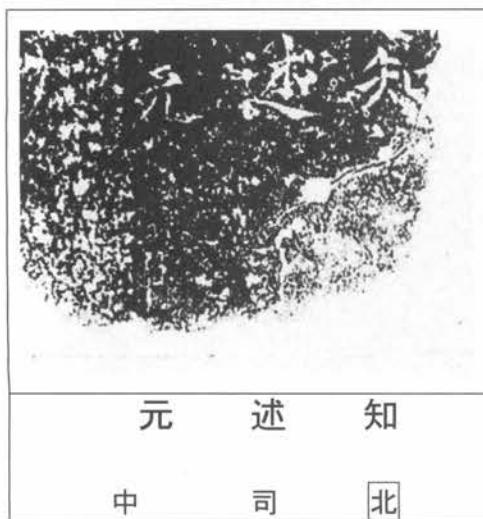
14-(1)拓本写真（上3段のみ）

図9 14-(1)、14-(3)、14-(5)の接合

14-(5)の1段目は「郎中」在職者が確認されるので、14-(5)の右に接続する部分は、同じ「郎中」であったと想定して、14-(1)の2段目の「左右司郎中」就任者の段に接続してみる(図8、図9)。そうすると、14-(1)の「左右司郎中」就任者4人に續いて、断裂による欠落部分を越えて、14-(5)の16行目の「左右」、19行目の「郎中」、21行目の「郎中」へと続くことになる。そして、最後の22~23行目の「員外・・・木児」は、14-(1)の3段目の「員外郎」4名に續いており、整合性がある。従って、この接続の形で14-(1)、14-(3)、14-(5)は左右に整然と接合されるものと思われる。

6) 「14-(1)」と「14-(3)及び14-(5)」の間の断裂幅

図 10 14-(3) の最下端の右端の文字



上述のように、14-(1)の1段目と14-(3)の4段目(參知政事の段)の間の断裂は、2行分の欠落(最低限度との前提ではあるが)があると想定した。では、「(14-(1)の2段目)と(14-(3)の5段目及び14-(5)の1段目)の間」、「14-(1)の3段目と14-(5)の1段目の間」の断裂部分はそれぞれ何行であるのか。

14-(1)の2段目の「左右司郎中」の記載の左端の13行目は、郎中の「那海」(ナハイ)という人名で区切りになっている。当然、続く断裂で失われている14行目には、文散官の位階の記載から始まると考えなければならない。14-(3)の5段目右端の1行目に「**北**」の字の筆画の左上部の残画がわずかに残つ

ているのが見える（図10）。また14-(5)の1段目1行目が、「左右」で行が終わっている。

残画の「北」を「嶺北行省」の「北」と判断し、「左右」に接続するとすれば、その行（16行と仮定）は、「北行省左右」と復元される。当然、先行する（仮定の）15行目には、本来「文散官」の名と「嶺北行省」の「嶺」までの文字が入っていたと考えられる。この段と同じ段と想定される14-(1)の2段目の「ナハイ」の部分は、5文字で1段となっているので、15行目も5文字と考えて、4文字の文散官名（「○○大夫」）と「嶺」の計5文字が記されていたと考えられる。15行目～17行目までは「○○大夫嶺」「北行省左右」「司郎中趙溫」と復元される。

14行目も文散官で始まるはずであることは上述の通りであるから、もしこの断裂に2行の欠落があり、それを14行目と15行目と仮定すると、14行目は、14-(5)の2段目に見られるような「文散官と人名のみ（「嶺北行省左右司郎中」を省略）」の記載であったことになる。ただ、この段の断裂部には14行目、15行目の2行ではなく、1行だけの欠落であった可能性もある。1行の欠落と想定されうる根拠として、14-(1)の2段目の8行目からの行が、上段より幅広の空白が繰り返されていることがある（図8）。断裂部分でも同様の幅広の行間が続いている可能性がある。この段の記載の流れから14行目は存在せず、欠落は15行目1行のみであったと考えておく。

次に、14-(1)の3段目と14-(5)の2段目の間の断裂による文字の欠落は、14-(1)の最後の行（12行目）が「員外郎」で終わっているので、次の行には、個人名が書かれているはずである。そして、14-(5)の最初の行（16行目）は「北省左右司」と書かれているので、それに先行する行の最後の文字は「嶺」のはずである。「嶺」の上に入る文字は、ここも5文字で1行であるので、文散官の4文字の「○○大夫」であろう。14-(1)の左端に続く「個人名」の行と14-(5)の最初の行に先行すると想定される「○○大夫+嶺」の行の計2行が最低限あったと考えることができる。

以上から、14-(1)の1段目左で2行、2段目左で1行、3段目左で2行の欠落があったと考えておく（図12）。また、14-(3)と14-(5)の間の上下の断裂の幅は、14-(1)の2段目のナハイのところで見たように、8～9文字目の計2文字分であったことになる。

### 3. 「嶺北省題名記」の全体像

#### 1) 表題

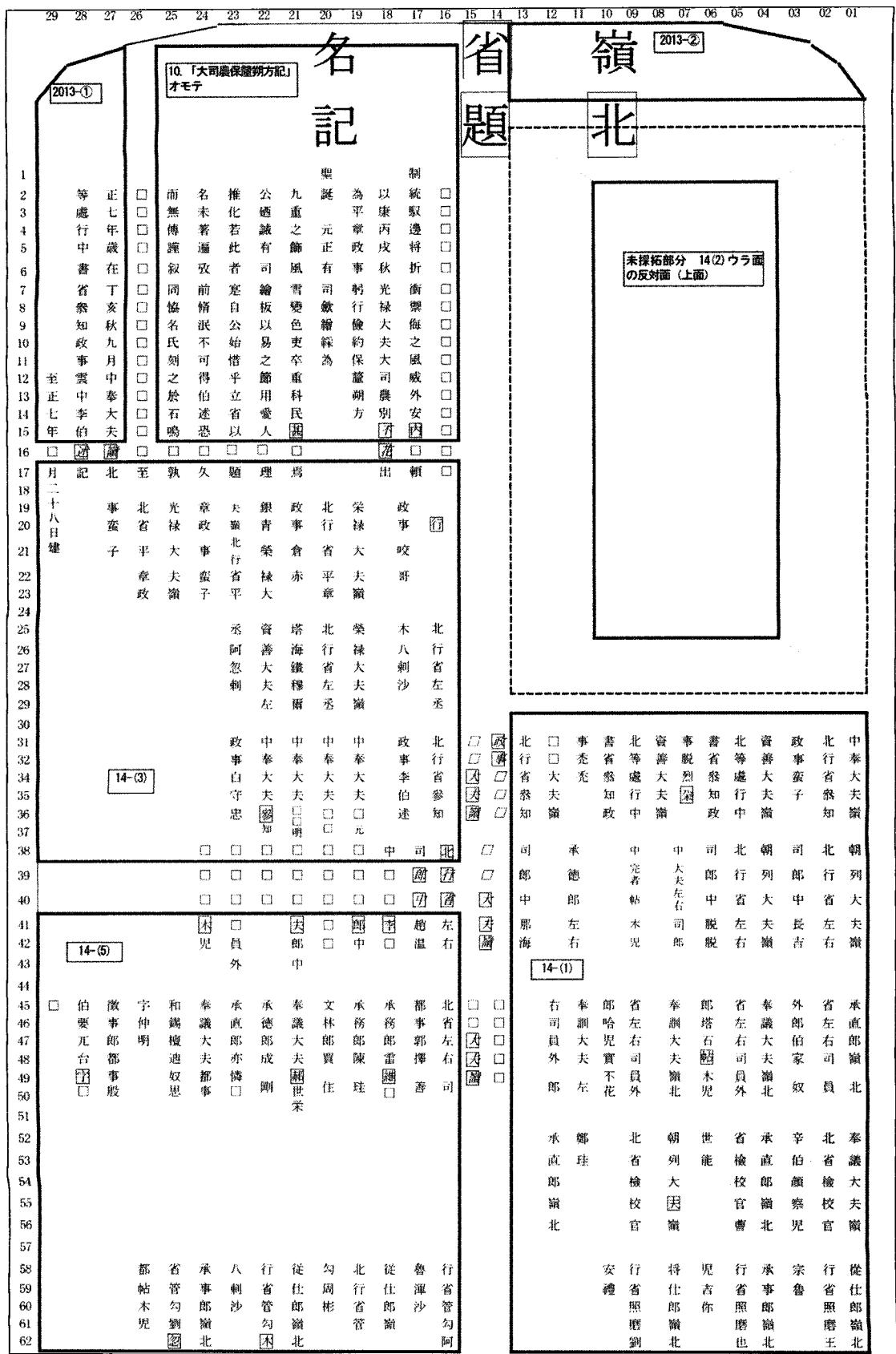
図11 表題部分



この碑文の表題として10（「大司農保釐朔方記」）の篆額の文字の「名記」と「記」の右に字画の一部が見える（図11）。この文字を中村、谷口は「題」と推定している〔谷口2013,p.153〕。合わせると「題名記」という表題の一部の復元案が考えられる。

また、2013年-②に、「嶺」という篆書の一文字が刻まれている（図2）。2013-②が、他の碑文断片と結びつける確実な根拠はないが、2013-①とともにハルホリン市内の倉庫に収蔵されていた「漢字碑文」だという由来がひとつの根拠である。また2013-②の「嶺」字の大き

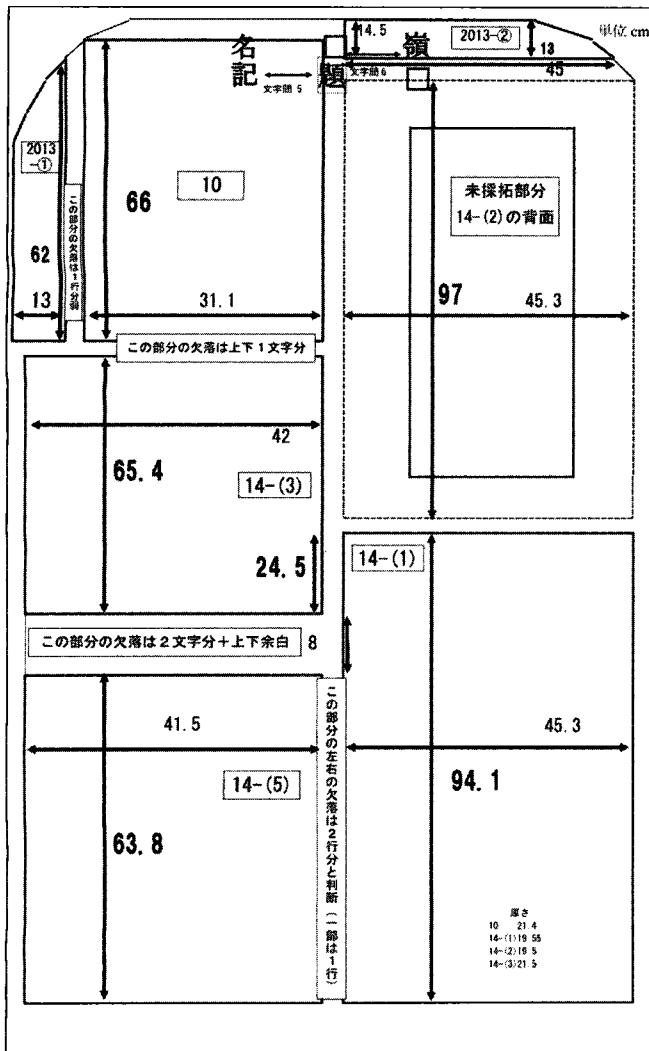
図12 「嶺北省題名記」才モテ面接合図



さは、高さ 9cm、幅 6.5cm で、同じく篆書で書かれた「題名記」の「記」の高さ 7.8cm、幅 6.5cm にほぼ近く、「嶺」の字を彫った碑石断片は「名記」という文字を彫った碑石断片に結びつく可能性はある。

「嶺」字の左に 6cm 離れて、文字の右端がかろうじて 5 分の 1 程度の幅で見えており(図 2)、「省」の字の一部分であるようにも見える。「題名記」の「名」と「記」は上下に約 1.5cm の間隔で記載されている。また「題」は「記」の右に書かれていることから、この碑題は、上下 2 文字で改行する表題、つまり文字数が 2 の倍数の表題が付けられていたことになる。「嶺」字が「嶺北行省」の「嶺」であると考えると、「嶺北」、「題」、「名記」をつないで上下 2 文字で行送りをして表題を考えると、「嶺北行省題名記」(7 文字) も「嶺北等処行中書省題名記」(11 文字) も奇数で不都合である。「嶺北省」という「嶺北行省」の最短の省略表現がしばしばこの碑文に現れている。「嶺」の左にある残画の文字が「省」の右端の一部であれば、「嶺北／省題／名記」というように 2 文字ずつ 3 行 6 文字の表題が付けられていたことが想定される。この碑文断片を接合した内容は、嶺北行省に在職した官僚等のリスト、つまり「嶺北省の題名記」そのものといえるから、この想定された表題は内容に符合しているとも言える。今のところこれ以外に考える他の材料がないので「嶺北省題名記」を仮の表題としておく。以後これを碑名として使用することとする。

図13 「嶺北省題名記」オモテ面各碑文断片拓本サイズ



## 2) 「嶺北省題名記」碑文の原寸

「嶺北省題名記」のオモテ面全体の復元案は図 12 の通りである。この図 12 では、上部の表題部分の 2013-②と下方にある 14-(1)との間の空間に、14-(2)の面の反対側、石の背面側を当てはめているが、背面側は四角錐台に加工されており、1998 年に 14-(2)の存在を確認した際に背面側には文字は見えず、拓本も取らなかった。14-(2)は、「嶺北省題名記」のウラ面の一部分として配置できる。14-(2)の録文については山本・松田 2013 を参照されたい。

次に、「嶺北省題名記」碑石の大きさについて試算しておく。高さは、オモテ面の右部分でみると、上から  $14.5 + 97 + 94.1 = 205.6\text{cm}$  が残されている石の高さの合計である。これに 2か所の断裂部分（2013-②と 14-(2)の間、14-(2)と 14-(1)の間）の長さを加算すれば碑石の高さが推定される。

断裂で失われた文字の数は、碑文の左部分の 10 と 14-(3)の間では 1 文字である。上記の右部分の切断部分でも同様に 1 文字の欠落と仮定すると 2 か所で合計 2 文字分の高さが失われていると想定される。

1 文字の欠落で何センチの高さが失われるかは、10 の拓本で計測すると 13 文字当たり  $40.2\text{cm}$  であるので、1 文字（厳密にいうと 1 文字分とその次の文字までの空スペースの合計）当たり  $3.09\text{cm} (\approx 3.1\text{cm})$  が失われているということになる。右半分の 2 か所の断裂部分で 2 文字分  $6.2\text{cm}$  の高さが失われているとすると、元の碑文の高さは、 $205.6 + 6.2 = 211.8\text{cm}$  となる。

碑石の左部分の高さは、現存する 10 と 14-(3)と 14-(5)の 3 つの碑石の高さに、最上端の「名」字の上部の欠損を含む上方の欠落 A と、10 と 14-(3)との間の欠落 B とさらに 14-(3)と 14-(5)の間の欠落 C の 3 か所の推定値を合計したものとなる。現存する碑石の高さは図 13 に示した数字から  $66 + 65.4 + 63.8 = 195.2\text{cm}$  である。最上端の欠落 A は、2013-①の表題の文字「嶺」字と最上端までの空間が拓本では  $2\text{cm}$  あるので、「名」字の欠損（図 11 参照）も含めて、左半分の上端の欠落は  $2.5\text{cm}$  程度はあるとみられる。欠落 B は上述のように約  $3.1\text{cm}$  で、欠落 C は拓本では約  $8\text{cm}$  あった。したがって、左部分の高さの推定値は  $195.2 + 2.5 + 3.1 + 8 = 208.8\text{cm}$  と試算される。従って、碑文の高さは左右で  $208.8 \sim 211.8\text{cm}$  程度と推定されることになる。

次に幅であるが、下部で 14-(5)が  $41.5\text{cm}$ 、14-(1)が  $45.3\text{cm}$  あり、合計  $86.8\text{cm}$  ある。また欠落部分は、上述のように「参知政事」の段で 2 行分あったと判断される。その段では、拓本で計測すると 8 行を  $26.5\text{cm}$  で行送りがなされているので、1 行当たり  $3.3\text{cm}$  ( $26.5 \div 8$ ) の幅となり、2 行分で  $6.6\text{cm}$  程度の幅の欠落があったと概算できる。したがって、もとの「嶺北省題名記」の碑石の幅は  $86.8 + 6.6 = 93.4\text{cm}$  になる。ただ、図 9 の写真に見られるように 14-(1)の右側端に、碑石を切断した際に、楔を打ち込んだ穴の跡が残されているので、おそらくさらに右側に碑石は幅が大きくなると思われる。

中央部分では  $42 + 45.3 + 6.6 = 93.9$  と試算される。上部では  $13 + 31.1 + 45.3 + 6.6 = 96\text{cm}$  に 2013-①と 10 の碑石の間の欠落した 1 行分を加算することになる。この欠落は、拓本を見る限りほぼ 1 文字幅以下の欠落であるので、文字幅  $2\text{cm}$  程度の欠落分が加算され、 $98\text{cm}$  の数値が得られる。結果として幅は概そ  $98 \sim 93.9 \sim 93.4\text{cm}$  に「右側端の欠落」を加えたものということになる。

### 3) 平章政事「別不花」

「嶺北省題名記」の本文に平章政事として登場する「別□□」という人物についてここ

で述べておこう。この人物については、李文田は、「大司農平章政事別」とある人物は、至正3年12月に左丞相、至正7年正月に右丞相に任命された別兒怯不花だとしている。ただ、その地位は「平章政事」に比べると高い」と疑問のニュアンスも含んでいるかのような書きぶりであった。

谷口は、中書省左丞相の別兒怯不花が至正六年の時点で嶺北行省平章政事であったとは考えにくいと疑問を提示している。谷口は、黄溍撰『金華黃先生文集』卷28、勅賜康里氏先塋碑に見える「別不花」の可能性も示している（谷口2013, pp.153-154）。

10（「大司農保釐朔方記」）と14-(3)の接合により、従来「別□」なる人物の名前は、3文字で表示されるものであることが上述の考査で確定されている。したがって、3文字名の「別不花」の可能性はより確実性を持つことになる。

10（「大司農保釐朔方記」）が示すように、この人物の中央政府での肩書は、「光祿大夫大司農」であり、丙戌の歳（至正6年、1346）に嶺北行省の平章政事に任命されている。勅賜康里氏先塋碑では、「別不花」は、カンクリ国王の遺児の子孫で、年の順に燕不憐、燕八思提、別不花、伯撒里4兄弟の3番目である。それぞれの履歴も記され、別不花については、「嶺北行省平章政事」と明記する。3文字名で、官職まで一致することになる。

残念ながら、この「勅賜康里氏先塋碑」には、「別不花」が「大司農」に任じられた履歴を記していない。次兄の燕八思提が「大司農」とある。さらに、従兄弟に当たる達世貼睦邇も「大司農」であったことも記録している。

『元史』では、達識帖睦邇は、年次不明ながら、中書右丞から大司農へ昇任したのち、至正7年に江浙行省平章政事に、至正8年にふたたび中央の大司農に、至正9年に大司農在職中に湖廣行省平章政事に任命され、至正11年にまた大司農の肩書で現れている。その間の至正10年には別人の「禿魯」が大司農の職にあった（『元史』卷140、達識帖睦邇伝、『元史』卷42、順帝本紀5、至正9年3月丁酉、同11年7月、10年12月辛卯の各条）とともに考えると、「大司農」職は頻々と任職者が交代していること、また、次兄と従兄弟というかれの一族のものが二人も任命されている状況から、また中央の大司農が地方に出て平章政事に任命されることが、至正年間に行われていることなどを見ると、別不花が至正6年に中央の大司農から嶺北行省の平章政事に任職することは十分ありうる。従兄弟の達世貼睦邇が7年の直前に大司農に昇任している事実は、別不花の嶺北への転出の後を受けて任命された可能性さえある。

谷口はまた、「勅賜康里氏先塋碑」が、至正8年（1348）に、亦納脫脱（康里脫脱）の第4子で当時大司農であった達世貼睦邇（?-1364）の求めによって撰述された経緯をもつことから、「別不花は至正8年の時点では嶺北行省平章政事であったことになる」という点も指摘している。さらにまた、至正戊子年（至正8年・1348）立石の「嶺北行省右丞郎中總管收糧記」（1347年に実施された嶺北行省によるカラコルム現地での穀物大量調達の成功を称える碑文〔松川節・松井太2013 pp.175-193〕の漢文面第7行目にみえる「上相光祿大夫平章政事」（表4、人物の名前は碑文の摩耗で不明）が、「大司農保釐朔方記」の「光祿大夫平章政事」たる「別□」と関わる可能性も指摘している。位階を示す文散官と平章政事の肩書

が一致し、年代から見ても「嶺北省右丞郎中総管収穫記」のこの人物は、別不花に相当するものと判断して間違いない。

#### 4) 「嶺北省題名記」作成時の現職官僚

本文以外の記載としては、嶺北行省の任務について人物名が「嶺北省題名記」のオモテに記載されている（ウラにも記載がある）が、上述のように、定員以上の就任者が記載されていることについて述べておきたい。本文記載の中で、李伯述は、嶺北等処行中書省開設以来の各官職就任者を網羅的に記載する趣旨のことを述べているので、定員以上の在職者は李伯述が「嶺北省題名記」の原文を作成した時点の在職者のみならず、それ以前の在職者も含んでいるものと思われる。

オモテ面の、14-(3)の1段目の「平章政事」については、『元史』の示す行省の平章政事の定員は2名である（表2）。しかし、この碑文には少なくとも3名の平章政事が併記されている。また、2段目の左丞は、定員1名であるのに、3名が挙げられている。以上の二つの上位の官職就任者については碑文の右半分が不明であるので、あるいはさらに多数の同職就任者の名前があった可能性が強い。

14-(3)の3段目の参知政事の定員は1名である。この部分は14-(1)の1段目から続くものと考えられ、つなぎ合わせると少なくとも6名の参知政事就任者の名前が知られる。それ以外に14-(3)には同程度の位階をもちながら、官職名を明記されていない3名がおり、彼らも参知政事就任者だったとすれば、9名の名前が嶺北行省の参知政事就任者ということになる。

14-(1)の第2段目から14-(3)の5段目（一部のみ残存）、14-(5)の1段目へと接続する部分には、定員2名の郎中に関する記載であるが、5名の郎中の記載がなされており、7名記載されていた可能性もある。同様に員外郎は14-(5)の2段目から14-(1)の3段目にかけて5名が記載されている。

嶺北行省の平章政事、左丞、参知政事、郎中、員外郎の各定員は、それぞれ、2名、1名、1名、2名、2名であり、以上の記載で確実なものは、平章政事3名、左丞3名、参知政事6名、左右司郎中5名、員外郎5名で、いずれも定員以上の人数のものが記載されている。

表4 1347年嶺北行省主要官僚表（「嶺北省右丞郎中総管収穫記」（「松井・松川2013」））

	「嶺北省題名記」（1347）	「嶺北省右丞郎中総管収穫記」（1348）
1		上相光祿大夫平章政事某
2		倒刺沙
3	14-(1)1段目 01~03 中奉大夫嶺北行省参知政事蛮子	中奉大夫参知政事蛮子
4	14-(1)3段目 01~03 承直郎嶺北省左右司員外郎伯家奴	承直郎左右司員外伯加奴
5		奉政大夫左右司都事郭從道
6		資政大夫右丞帖木哥
7	朝列大夫嶺北行省左右司郎中長吉	某職長吉

これをどう理解すべきか。これらの人物は、至正7年（1347）9月の李伯述が行省の官僚等の名前を記した時点での在職者ばかりではなく、李伯述が述べる通りに、嶺北行省設立以来、行省に在職したものたちも含めて列記していると見るのが妥当だと思われる。

しかしながら、どの人物が実際、別不花が平章政事在任時に嶺北行省官僚として記載通りの官僚として勤務していたのか。「嶺北省題名記」作成年と同じ年に実施された穀物調達成功の記録である「嶺北省右丞郎中総管収糧記」には、翌年その碑文が書かれた時点の嶺北行省や和林路の官僚として在職していた者たちの名前がある。それらの官僚名と、「嶺北省題名記」に出現する官僚のうちそれらと対応する人名を表4に示しておく。

対応している3, 4, 7の3名は、「嶺北省題名記」の記載場所は、3は14-(1)の1段目(参知政事)、7は2段目(郎中)、4は3段目(員外郎)と別れているが、いずれも「右端」という共通点がある(図5参照)。このことは、「嶺北省題名記」では、至正七年(1347)年時点での在職現任者を各段の右端、すなわち各段の冒頭に記載したと言えるのかもしれない。

ただ、その「原則」にあてはまらない例もある。「嶺北省題名記」を1347年に撰述した李伯述が、撰述時に参知政事として在職現任者したのであるから、右端に記載された現任の参知政事の蛮子に続けて記載されてもよいはずである。しかし、李の名前は、左半分の14-(3)に記載されている。また員外郎の最初のものは、郎中のところの段の最後に現れている。したがって現任者を右端に記載するという「原則」は確定的ではない。とはいえ、少なくとも、「嶺北省題名記」は、14-(1)では、右端、冒頭に書かれた人物は、現職在任者であることは確認される。同じ段に書かれた官職が同じものたちの数は、定員以上であるから、それらは多くの場合以前にその官職に在職したものであったとみなす以外にないだろう。

## おわりに

19世紀の末のラドロフ、李文田、20世紀～21世紀のオチル教授や松田等ビチェース調査研究によって、エルデネ=ゾー寺院のゴルバン=ゾー寺の欄干の石材となっていた碑石断片とハルホリン郡の民家の倉庫に残されていた碑石断片合計7個はひとつに接合することがわかった。碑石断裂部分の欠落があるが、もとの碑文は「嶺北省題名記」(仮題)という碑文であったと考えられる。

「嶺北省題名記」は、元朝成立以後、衰退したモンゴル帝国の首都カラコルムが14世紀に繁栄を取り戻した時代、いわば「復興期」のカラコルムに1307年設置された行政機関「嶺北行省」(Dardess 1972-1973)の開設以来の官僚、下級職員の職名・人名リストと判断される。

リストは人名から見て多数の民族出身者によって構成されていたことが示されており、碑文で言及されている嶺北行省の平章政事になった別不花の出自であるカンクリ人はもとはアラル海北東のトルコ民族で、キプチャク軍団とともに元朝の有力集団となっていた。

「嶺北省題名記」は、元朝によるモンゴル高原支配のための機関、嶺北等処行中書省(嶺北行省)(1307年設立)が1347年当時、軍政、行政に機能していたことを示しており、また多民族出身者が任官していることから元朝政府におけるグローバリズムのあり方を示している。

「嶺北省題名記」に20年先行する泰定4年（1327）の嶺北行省の官僚リストが「和寧郡忠愍公廟碑」のウラ面に記載されている（松井太 2013（『モンゴル国碑文研究』pp.33-45））。それらとともに比較分析することにより、元朝時代の嶺北行省行政の分析も進めることもできるであろう。洪金富氏が森安・オチル 1999 のビヂエース計画の成果も引用しつつ、嶺北行省の官員について検討を加えている（洪金富 2007）。今後の元朝時代のモンゴル高原史の解明が進むことも期待したい。

## 参考文献

- Atlas : Радлов, В. В., Атласъ древностей Монголії, Труды Орхонской экспедициі, Санктпетербургъ, 1892-1896
- Dardess 1972-1973 : J. W. Dardess, From Mongol Empire to Yüan Dynasty: Changing Forms of Imperial Rule in Mongolia and Central Asia, *Monumenta Serica* 30, 1972-1973, pp.117-165.
- 『エルデネ=ゾー史』: N.ハタンバータル・Yo.ナイガル（著）、A.オチル（監修）、清水奈都紀（訳）『エルデネ=ゾー史（16 - 20世紀）』2012、大谷大学文学部松川研究室
- 洪金富 2007:「和林元碑與嶺北官員管窺」『法國漢學』中華書局、2007、第12輯（『邊臣與疆吏』），pp.324-351
- 谷口 2013 : 谷口綾「大司農保釐朔方記」『モンゴル国碑文研究』pp.145-159
- 松川・松井 2013 : 松川節・松井太「嶺北省右丞郎中総管收糧記」『モンゴル国碑文研究』pp. 175-193
- 松田 2010 : 「モンゴル帝国の興亡と環境」（白石典之編『チンギス・カンの戒め』同成社、2010, pp.84-100）.
- 森安・オチル 1999 : 森安孝夫・オチル編『モンゴル国現存遺蹟・碑文調査研究報告』中央ユーラシア学会、1999. 292p.+20plates..
- 『モンゴル国碑文研究』: 松田孝一・オチル（編）『モンゴル国現存モンゴル帝国・元朝碑文の研究』大阪国際大学松田孝一研究室、2013
- 山本・松田 2013 : 山本明志・松田孝一「ゴルバン=ゾー残碑6断片」『モンゴル国碑文研究』pp.211-213
- 『和録』: 李文田撰『和林金石錄』1897  
(まつだこういち 大阪国際大学名誉教授)

## 謝辞

なお、1998年以来のこれらの碑文断片の調査や拓本採取については、オチル教授、エルデネ=ゾー博物館前館長ナイガル氏、現館長トムルバータル氏、ドラムスレン氏、カラコルム博物館館長ナランゲレル氏や館員諸氏のご協力を得た。深甚なる謝意を申し上げるものである。また2014年2月新出の碑文断片については松川節氏に拓本採取に助力いただいた。感謝する次第である。

また、碑文断片の1個(14-(5)、14-(6)をオモテ、ウラに刻しているもの)は、現在モンゴル国立博物館に所蔵されていることが、2014年9月調査で判明した。その際にはモンゴル国立博物館のスフバータル館長、展示部長のオドバータル氏の高配に預かった。各位のご協力、ご高配に感謝の意をささげるものである。

本稿は2014年3月28日「石刻資料の会」（代表：森田憲司奈良大学教授、会場：龍谷大学文学部）にて「ハルホリン、エルデニゾーの断片碑文について」の題で報告したものを基礎とし、同年9月7日 International Conference on Ten Years of the World Heritage Site – Orkhon Valley Cultural Landscape: Past and Present（カラコルム博物館）にて“*The Personnel of the Local Government Administrating Mongolian Plateau in 1347 under the Yuan Dynasty Rule: Reconstructed by the Inscription Fragments of Kharakhorum Museum*”の題で報告したものまとめたものである。また、本稿は平成26年度科学研究費補助金（基盤研究（B））「モンゴル国現地収集史料等による13~14世紀モンゴル高原史の再構成」課題番号26284112による研究成果の一部である。